

## □ 要請番号 (JL51516B13)

募集終了



国名	職種コード 職種	年齢制限	活動形態	区分	派遣期間	派遣隊次
ケニア	G101 青少年活動		グループ型	交替3代目	2年	・2017/2 ・2017/3



## 【配属機関概要】

## 1) 受入省庁名 (日本語)

内務・政府調整省

## 2) 配属機関名 (日本語)

ナクル女子保護観察宿舎

## 3) 任地 (ナクル) JICA事務所の所在地 (ナイロビ)

任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間 (バスで約 3.0 時間)

## 4) 配属機関の規模・事業内容

配属先は窃盗、売春、迷惑行為等で逮捕、家庭の事情で保護された女兒を、児童裁判所の判決に従い、保護観察するための宿舎である。施設の目的は女兒の更生・自立であり、集団生活を通じて社会性や協調性を身につける。収容者が学齢期の場合、施設外の初等・中等学校に通う。学齢期以上の場合、施設内で洋裁、美容、料理等の職業訓練や識字教育を提供し、円滑な社会復帰につなげる。

収容期間は1年間が基本だが、社会復帰の基盤となる家庭環境が調査され、状況次第では宿舎収容期間が延長される。収容者は20人前後、年間予算は約200万円。現在、2代目JV(平成27年度2次隊/青少年活動)が活動中。

## 【要請概要】

## 1) 要請理由・背景

配属先は収容されている女兒に対して、教育と社会規範を身につけさせる保護観察宿舎である。公教育や職業訓練クラスで教育機会を提供しているが、平日午前のみで終わるため、子ども達は平日午後や週末の時間を持て余すことが多い。そこで、派遣中のJVは、パソコン基本操作、手工芸、音楽、運動のクラスや、学校授業の補講をするなど、子ども達の知識や技術の向上、物事に取り組む集中力の向上に取り組んでいる。

配属先はこれらの活動を、ケニア人職員だけでは提供することのできない多様性に富んだ活動であるとして、また子ども達の成長に寄与するものとして、高く評価している。その一方、ケニア人保護観察士にその余力はなく、JVの活動を引き継ぐことは難しい。子ども達のために、今後も継続して多様な教育機会を提供したいことから、JVの要請に至った。

## 2) 予定されている活動内容 (以下を踏まえ、隊員の経験をもとに関係者と協議して計画を立て、柔軟に内容を変更しながら活動を進めます)

平日午後や週末等の余暇を利用して、子ども達の更生・自立につながるための活動が期待されている。

- クラフト、裁縫など特技を活かした活動や、パソコンの基本操作指導を通じ、自立につながる技術指導を行なう。
- 運動やゲームの指導など、社会性や協調性の醸成や、集団生活のストレス発散につながる活動を行なう。
- 学力向上や復学のために、子ども達のニーズに合わせて学習の指導(小学校レベルが中心)を行なう。

## 3) 隊員が使用する機材の機種名・型式、設備等

パソコン2台、調理場、足踏みミシン8台

#### 4) 配属先同僚及び活動対象者

【同僚】  
施設長(女性)、副施設長(男性)、保護観察士、寮母、調理師など20名

【指導対象】  
12歳から22歳の女兒20名前後(変動あり、上限50名)

#### 5) 活動使用言語

スワヒリ語

#### 6) 生活使用言語

スワヒリ語

#### 7) 選考指定言語

### 【資格条件等】

[免許]： ( )

[学歴]： (大卒) 備考：同僚と同レベルが望ましいため

[性別]： (女性) 備考：指導対象が女性であるため

[経験]： (社会経験) 2年以上 備考：制限された環境で活動するため

#### 任地での乗物利用の必要性

不要

### 【地域概況】

[気候]： (温帯気候) 気温： (15～30℃位)

[電気]： (不安定)

[通信]： (インターネット可 電話可)

[水道]： (不安定)

### 【特記事項】